

入札公告（電子入札案件）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年8月22日

福岡北九州高速道路公社

理 事 長 喜 安 和 秀

1. 工事概要

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。また、休日の確保を評価する現場閉所による週休2日工事（発注者指定方式）の試行案件である。なお、詳細は「週休2日工事試行ガイドライン 福岡北九州高速道路公社」によるものとする。

※予定価格は、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に月単位の4週8休以上の現場閉所率を達成した場合の補正係数を乗じた費用を計上している。

工 事 名	板付～野多目（下）舗装補修工事（R7-1）
工 事 場 所	福岡市南区横手南町～野多目2丁目地内
工 事 内 容	本工事は、福岡高速5号線 福岡市南区横手南町～野多目2丁目地内において、舗装補修工事を行うものである。 ①工事延長：L＝1,250m ②工事区間：V1-85～87、V1-97～112、野多目出-98～3、野多目出-4 ③工事内容 舗装撤去工・アスファルト舗装工（本線 コンクリート床版部） A＝7,822㎡ 舗装撤去工・アスファルト舗装工（本線 鋼床版部） A＝1,000㎡ 舗装撤去工・アスファルト舗装工（出口 コンクリート床版部） A＝1,460㎡ 舗装撤去工・アスファルト舗装工（出口 土工部） A＝380㎡ 区画線工 L＝3,499m
工 期	契約締結日の翌日から280日
主 要 資 材	アスファルト混合物 橋梁レベリング層用混合物（13） ポーラスアスファルト混合物（13） 改質グースアスファルト混合物（13） 鋼床版用 高機能舗装Ⅱ型アスファルト混合物（13） 密粒度アスファルト混合物（13） 再生密粒度アスファルト混合物（13）
総合評価について	総合評価方式（簡易型）
建設リサイクルについて	建設リサイクル 有 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられている。
技術提案について	履行確認 有 簡易な技術提案について、履行確認を行う。
予 定 価 格	競争参加資格確認通知書にて通知する。
低入札価格調査	本工事は、最低制限価格制度を適用せず、低入札価格調査制度を適用する工事であり、「建設工事低入札価格調査試行要領」（以下「低入札価格調査試行要領」という。）に基づく調査基準価格及び失格基準価格を設けている。
調査基準価格	競争参加資格確認通知書にて通知する。

2. スケジュール

① 申請書等提出期間	令和7年8月25日から9月5日 16:00まで
② 競争参加資格の確認結果通知日	令和7年10月6日
③ 入札書等提出期間	令和7年10月7日から10月16日 16:00まで
④ 開札日時	令和7年10月17日 13:30 (予定)
(注) 競争参加資格がないと認められた申請者がいた場合は以下のとおりとする。	
⑤ 修正公告の予定日	令和7年10月6日
⑥ 変更後の入札書等提出期間	令和7年10月7日から11月4日 16:00まで
⑦ 変更後の開札日時	令和7年11月5日 13:30 (予定)

3. 競争参加資格

3-1. 個別事項

- (1) 競争参加者は、**単体又は2者**で構成する**特定建設工事共同企業体**（以下「**特定JV**」という。）とする。
- (2) 当公社の**令和6年度・令和7年度一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿（令和7年8月1日版）**（以下「**入札参加資格者名簿**」という。）において、**単体**の場合は**舗装工事**で認定されていること。
特定JVの場合は**すべての構成員が舗装工事**で認定されていること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された格付けが、**単体**の場合は**A等級**であること。**特定JV**の場合は、**代表者はA等級、代表者以外の構成員はA等級又はB等級**であること。
- (4) 入札参加資格者名簿に登載された、本店、支店又は営業所等の住所が、**単体又は特定JVのすべての構成員が以下のいずれかの地域**であること。
福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、朝倉市、飯塚市、大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市、那珂川市、糟屋郡、朝倉郡、大刀洗町、大木町、広川町
- (5) **特定JV**の各構成員の出資比率は、**30%以上**であること。
なお、代表者の出資比率はすべての構成員中**最大**であること。
- (6) 競争参加資格に掲げる施工実績及び工事成績が、**特定JVの構成員としての施工実績**の場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- (7) 令和3年4月1日から競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間の最終日までに元請として完成・引渡しが完了した、当公社発注工事（工事種別は**舗装工事**に限る。）の**施工実績がある場合（単体及び特定JVのすべての構成員）は、そのすべての工事成績評定通知書の評定点の平均が65点以上**であること。
なお、この競争参加資格条件は、当該**施工実績がある場合**にのみ付される条件であるため、当該**施工実績がない場合は、この条件を満たす必要はない。**
- (8) 平成22年4月1日から申請書及び資料（以下「申請書等」という。）の提出期間の最終日までに元請として完成・引渡しが完了した、国、地方公共団体、公共法人（法人税法別表第1に掲げるもの。）、公益法人等（法人税法別表第2に掲げるもの。）又は国土交通省令（建設業法施行規則第18条）で定める法人が発注した、次に掲げる**同種工事の施工実績を単体及び特定JVのすべての構成員は有す**

ること。

ただし、当該実績が、当公社発注工事である場合は、工事成績評定通知書の評定点が65点以上のものであること（当該実績が、当公社発注工事でない場合は、この評定点が65点以上のものという条件を満たす必要はない。）。

なお、単体として申請書を提出する場合は、単体としての施工実績に限る。

【同種工事】

アスファルト舗装の補修^{※1}又は改良^{※2}のいずれかに係る工事であること。

※1：補修工事とは、打換え工法、切削オーバーレイ工法又はオーバーレイ工法（パッチング及び段差すり付けは除く）とする。

※2：改良工事とは、線形改良や拡幅による工事（新設を除く）とする。

ただし、以下の条件を満たすこと。

a. 単体及び特定JVの代表者の場合は、供用中の自動車専用道路^{※3}又は高速自動車国道^{※4}の交通規制を伴う工事であること。

※3：自動車専用道路とは、道路法第48条の2により指定された道路とする。

※4：高速自動車国道とは、高速自動車国道法第4条により指定された道路とする。

(9) 簡易な技術提案が適切であること。適切であるとは、必要事項の記載があり、かつ、発注者が示す課題を明らかに逸脱したものでないことをいう。

なお、品質管理に係る技術的所見又は施工上配慮すべき事項の各テーマに関する提案の内容が不適切又は記載がない場合は不可とし、1つのテーマにおける提案すべてが不可である場合は、競争参加資格はないものとする。

(10) 次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本工事に専任で配置できること。特定JVにおいては、各構成員が次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本工事に専任で配置できること。

その旨を明示する資料の提出がなされない場合は、競争参加資格はないものとする。

※ 建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

① 配置予定の主任（監理）技術者は、申請書等の提出期間の最終日において所属業者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが証明できること。

② 1級土木施工管理技士又は技術士〔建設部門又は総合技術監理部門（選択科目は「建設」に限る。）〕の資格を有する者であること。

③ 監理技術者にあつては、申請書等の提出期間の最終日において、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定技術者は、申請書等の提出期間の最終日において、他の工事（当公社以外の発注工事を含む。）に配置されている者についても申請は可とするが、契約後直ちに現場に専任者として配置できること。ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）については、工事現場への専任を要しない。

⑤ 平成22年4月1日から申請書等の提出期間の最終日までに元請として完成・引渡しが完了し

た、国、地方公共団体、公共法人（法人税法別表第1に掲げるもの。）、公益法人等（法人税法別表第2に掲げるもの。）又は国土交通省令（建設業法施行規則第18条）で定める法人が発注した、次に掲げる同種工事に技術者（監理技術者、主任技術者、現場代理人、監理技術者補佐又は担当技術者）として従事した施工実績を単体及び特定JVの構成員のうちいずれか1者の配置予定技術者が有すること。

ただし、当該実績が、当公社発注工事である場合は、工事成績評定通知書の評定点が65点以上のものであること（当該実績が、当公社発注工事でない場合は、この評定点が65点以上のものという条件を満たす必要はない。）。

なお、競争参加資格に掲げる配置予定技術者の施工実績及び工事成績における従事期間は、1年未満の実工期にあつては実工期の1/2以上であること、1年以上の実工期にあつては180日以上であること。

【同種工事】

アスファルト舗装の補修^{※1}又は改良^{※2}のいずれかに係る工事であること。

※1：補修工事とは、打換え工法、切削オーバーレイ工法又はオーバーレイ工法（パッチング及び段差すり付けは除く）とする。

※2：改良工事とは、線形改良や拡幅による工事（新設を除く）とする。

ただし、以下の条件を満たすこと。

a. 供用中の自動車専用道路^{※3}又は高速自動車国道^{※4}の交通規制を伴う工事であること。

※3：自動車専用道路とは、道路法第48条の2により指定された道路とする。

※4：高速自動車国道とは、高速自動車国道法第4条により指定された道路とする。

(11) 本工事において、建設業法第26条第3項ただしの規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例2号を活用する監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の要件を全て満たさなければならない。

- ① 建設業法第26条第3項2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- ② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ③ 監理技術者補佐は、所属業者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④ 同一の専任特例2号を活用する監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全ての発注者から書面による承諾を得たうえで、これら複数の工事を一つの工事とみなす。）
- ⑤ 専任特例2号を活用する監理技術者が兼務できる工事は、福岡県内の工事でなければならない。

- ⑥ 専任特例 2 号を活用する監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- ⑦ 専任特例 2 号を活用する監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ⑨ 専任特例 2 号を活用する監理技術者が兼務できる工事は、維持工事※以外の工事でなければならない。

※維持工事とは、通年維持工事等（24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。

- ⑩ 入札に参加する本工事は、低入札価格調査試行要領による調査基準価格を下回った価格による契約でないこと。
- (12) 建設業者が営業譲渡や会社分割をした場合や持株会社化等により企業集団を形成している場合の建設業者と監理技術者等との間の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについては、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号に規定する親会社及び会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する連結子会社からなる企業集団（ひとつの親会社である場合に限る。）に属する親会社とその連結子会社の間又は企業集団に属する連結子会社の間の出向社員を、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐として配置する場合、「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（令和 6 年 3 月 26 日付け国不建技 291 号）の要件を満たさなければならない。

3-2. 一般的事項

- (1) 工事等請負業者の選定に関する細則（平成 12 年 9 月 20 日福岡北九州高速道路公社細則第 8 号）第 3 条に該当する者でないこと。
- (2) 入札に参加しようとする者の間に以下の①から③のいずれかに該当する関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者すべてが、特定 J V の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、当公社の競争入札心得（電子入札）（以下「競争入札心得」という。）第 9 条第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

なお、親会社、子会社の定義は次のとおり。

- ・会社法第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する親会社、子会社

② 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

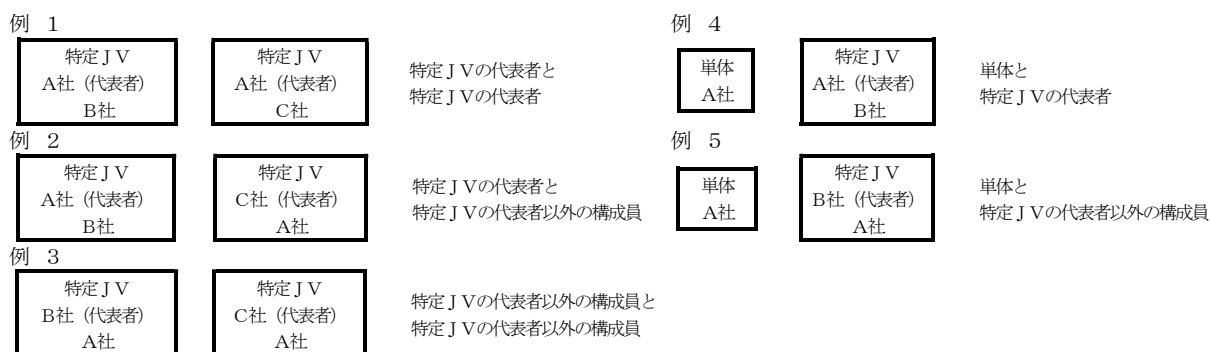
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(3) 申請書等の提出期間の最終日から開札の時までの期間に、福岡北九州高速道路公社指名停止等措置要領（平成14年3月11日理事長通達第15号。以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

なお、特定JVの構成員の1者がこれに該当する場合は、特定JVに対して競争参加資格確認通知を行った場合にあって、競争参加資格はないものとする。

(4) 本工事において、特定JVの構成員は、他の組合せの特定JV又は単体として申請書等を提出することはできない。下記の図1に例を示す。

図1 以下の例に示した形（A社）での、申請は無効となる。



(5) 特定JVの結成については、「特定建設工事共同企業体（JV）協定書等について」を参照すること。

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、当公社発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。また、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

4. 総合評価に関する事項等

(1) 評価項目と評価基準

別表1の各評価項目について、評価基準に基づき評価し加点する。

(2) 総合評価の方法

「3. 競争参加資格」を満たす入札参加者すべてに標準点（100点）を与え、さらに上記

(1) について評価し、0～40点の範囲で加算点を加える。

評価項目は別表1のとおりとし、評価項目ごとの評価点は2～5段階で評価を行う。

$$\begin{aligned} \text{標準点} + \text{加算点} &= 100 \text{点} + (0 \sim 40 \text{点}) \\ \text{評価値} &= (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \times 100,000,000 \end{aligned}$$

(3) 落札方式

- ① 入札参加者は、入札価格及び技術資料をもって入札し、次の（ア）及び（イ）の要件に該当する者のうち、（２）によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とする。

（ア）入札価格が予定価格の制限範囲内かつ低入札価格調査試行要領第７条第１項に基づく失格基準価格以上であること。

（イ）評価値が標準点（１００点）を予定価格で除した数値に１億を乗じた数値に対して下回らないこと。

(4) 総合評価に係る技術資料の作成方法

入札説明書に基づき作成すること。

5. 入札手続等

(1) 担当部課

〒812-0055 福岡市東区東浜二丁目７番５３号

福岡北九州高速道路公社 総務部 財務課 契約係 電話 092-631-3289

(2) 入札説明書・申請様式・設計書等の取得方法

当公社の情報公開システムからダウンロードすること。

【アドレス】

<https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06A0064006400600>

(3) 申請書等の提出期間及び提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、次に従い、申請書等を提出しなければならない。

① 提出期間：令和７年８月２５日から９月５日 １６：００まで

② 提出方法：電子入札システム及び郵送等によること。

・持参による提出は受け付けない。

なお、申請書提出期間の最終日より３営業日前の、令和７年９月２日、１５：００までに「電子入札システムで提出する書類」及び「郵送等により紙で提出する書類」が提出されて、申請書及び添付資料に不足がある場合は、当公社から確認の連絡を行う。その際、再度申請書及び添付資料の提出期間及び提出方法は上記のとおり、５．（３）①及び５．（３）②とする。

ただし、参加資格の有無については、本連絡にて行わないものとし、要請した資料の提出を行った場合でも、競争参加資格を満たしていることを確定するものではない。

(4) 入札書及び入札金額の内訳書等入札の必要書類（以下「入札書等」という。）の提出期間及び提出方法

① 提出期間：令和７年１０月７日から１０月１６日 １６：００まで

② 提出方法：電子入札システムによること。

(5) 開札の日時及び場所

① 日 時：令和7年10月17日 13：30（予定）

② 場 所：福岡市東区東浜二丁目7番53号

当公社4階 総務部 財務課

③ そ の 他：競争参加資格が認められない申請者がいた場合は、修正公告を行い、次のとおりスケジュールを変更するため、必ず当公社のホームページを確認すること。

・修正公告の予定日 令和7年10月6日

・変更後の入札書等提出期間 令和7年10月7日から11月4日 16：00まで

・変更後の開札日時 令和7年11月5日 13：30（予定）

6. 入札の無効等

(1) 次の各号に掲げる入札は無効とする。

① 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

② 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

③ 別添の現場説明書において示した「入札上の注意事項」に違反した入札

④ 工事請負契約等の取扱いに関する細則（平成12年9月20日福岡北九州高速道路公社細則第7号）第10条の各号に掲げる入札

⑤ 競争入札心得第11条の各号に掲げる入札

⑥ 調査基準価格を下回った価格で入札を行う者であって、入札書提出時に、低入札価格調査票の提出がない入札

なお、低入札価格調査票は、低入札価格調査試行要領及び低入札価格調査資料作成マニュアルに基づき作成すること。

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すこととする。

また、競争参加資格があることを確認された者であっても、開札の時に指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者及び3. に掲げる資格のない者に該当することとなった者は、競争参加資格のない者に該当する。

7. 低入札価格調査の適用

(1) 失格基準価格

低入札価格調査試行要領第7条に基づき、失格基準価格を下回った価格で入札を行った者は、低入札価格調査を行わずに失格とする。失格基準価格の算定方法について入札説明書によるものとする。

(2) 調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

① 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第2項及び第5項に規定する契約保証金の額を、請負代金額（税込）の10分の3以上とすること。

② 契約書第52条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額（税込）の10分の3とすること。

③ 予定価格（税込）が5億円以上の工事においては、契約書第10条第1項各号に規定する主任

技術者又は監理技術者とは別に、3. 3-1. (10)に規定する入札参加条件を満たす技術者（以下「増員配置技術者」という。）1名を専任で配置することとする。調査基準価格を下回って落札した者が特定JVの場合は、代表者が増員配置技術者を配置するものとする。

なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任技術者又は監理技術者を補助し、主任技術者及び監理技術者と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うこと。

- ④ 予定価格（税込）が5億円未満の工事においては、主任技術者又は監理技術者は専任で配置すること。（現場代理人との兼務は認めないものとする。）
- ⑤ 現場代理人及び技術者（監理技術者、主任技術者又は増員配置技術者）は、他工事との兼務を認めないものとする。

8. その他

（1）入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金：免除
- ② 契約保証金：要

（2）落札者の決定方法

入札価格が予定価格と失格基準価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、4. によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とし、落札者の決定方法については、入札説明書によるものとする。

（3）配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護または退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書等の差替えは認められない。

（4）電子による入札参加ができない場合

ICカードの取得手続中やシステム障害等のために、やむを得ず紙入札による申請を行う場合は、上記5.（1）の担当部課に電話連絡し、指示に従うこと。また、福岡北九州高速道路公社電子入札実施要領及び競争入札心得を熟読すること。

（5）詳細は入札説明書による。